

令和3年度

小矢部市交通安全推進計画

小矢部市交通安全対策協議会

令和3年度 交通安全スローガン

小 矢 部 市 ス ロ ー ガ ン

守ってね せいげん速度と大事な命

全 国 ス ロ ー ガ ン

<運転者（同乗者）へ呼びかけるもの>

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

<歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの>

ママなんで？ 赤は止まると 習ったよ

<子どもへ呼びかけるもの>

自転車に 乗るならきみも 運転手

富 山 県 ス ロ ー ガ ン

ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

第1 交通事故のない小矢部市を目指して

小矢部市は、昭和37年に「交通安全都市宣言」を掲げています。また、令和2年には、昭和37年当時と比べて時代背景や交通事情等が大きく変化していることから、幅広い世代にとって分かりやすく、現状に見合った宣言文に改定しました。新しく改定した宣言文には、『交通事故のない社会の実現は、市民共通の切なる願いです。……よって、小矢部市は、全市民が一丸となり、悲惨な交通事故のない安全で住みよいまちを実現するため、決意を新たに「交通安全都市」を宣言します。』と力強く謳っており、約半世紀も前から交通安全に対する強い決意が込められています。

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であり、様々な対策がとられてきたところではありますが、依然として高齢者等が被害者となる交通事故が発生しています。交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、本年度も各関係機関の皆様のご協力とご指導を仰ぎながら、市の基本テーマのひとつである「住み続けたい安心感あふれるまちづくり」の一環として、交通事故のない小矢部市を目指し、「交通安全都市おやべ」の実現に向けた各種交通安全対策を推進します。

第2 交通情勢

1 令和2年中における交通事故発生状況

区 分		人身事故件数 (件数)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
小矢部市	令和2年	42	1 (1)	51
	令和元年	66	1 (1)	74
	増減数	△24	0 (0)	△23
富山県	令和2年	1,989	26 (22)	2,305
	令和元年	2,353	34 (24)	2,696
	増減数	△364	△8 (△2)	△391

※1 死者数の（ ）内は65歳以上の高齢者数（内数）

※2 令和2年は小矢部警察署認知件数、速報値、以下の分析も同データによる

※3 △（マイナス）を示す。

(1) 小矢部市における状況

【交通死亡事故】

小矢部警察署管内では、田川地内の県道において

- ・ 令和2年6月28日午後4時50分頃 自転車単独事故（90歳男性死亡）の死亡事故が発生し、1人が亡くなっている。

【小矢部市内の人身事故全般の特徴】

- 類型別では、車両相互が31件74%、車両対二輪車（原付含む）が1件2.4%、車両単独が3件7.1%、車両対人が2件4.8%、車両対自転車が4件9.5%、自転車単独が1件2.4%であった。
- 原因別では、安全の不確認による事故（わき見、動性不注視、安全不確認）が36件と前年から23件減少し、全事故の86%を占めた。
- 高齢者が第一当事者（加害者側）の事故は11件であり、第二当事者（被害者側）の事故は1件、両当事者となる事故2件を含めた高齢者事故は全体の33.3%と前年の36.3%から少し増加した。
- 路線別では、国道が20件、県道が13件と主要幹線道路での発生が全事故の79%を占めた。また、市道における人身事故が6件、その他の道路における人身事故は3件であった。

(2) 県内における状況

【交通死亡事故】

- 死者数は26人(事故件数1,989件)で、前年より8人減少、65歳以上の高齢死者は前年より2人減少。
- 一方、人身事故件数及び負傷者数は、平成13年以降20年連続で減少。
 - ※ 全国死者数は2,839人で、警察庁の昭和23年からの統計史上最小数

【県内の交通死亡事故の特徴】

- 全死者の年代別：高齢者が約85%
年代別では、65歳以上の高齢者が26人中22人で約85%を占める。
依然として、高齢者が被害者となる死亡事故が多い。

3 交通事故を取り巻く環境

- (1) 自動車保有台数（令和2年12月末現在：県内約90万台）及び免許保有人口（令和2年12月末現在：県内約74万3,000人、前年比△3,000人）
- (2) 少子・高齢化社会の進展、生活様式の多様化
- (3) 高齢人口率の増加と車依存型のライフスタイル

第3 交通安全推進計画

交通事故の発生件数、負傷者数は平成13年以降20年連続で減少し、交通事故死者数は戦後以降最少の26人となりました。

しかし、全死者に占める高齢者の割合が8割を超えており、さらに車と歩行者による交通死亡事故で亡くなった10人の全てが高齢者であったことから、引き続き、あらゆる機会を通して、交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故防止を図るものとします。

このため、各推進機関・団体が、相互に連携を図り、家庭、地域、職場、学校における実情に応じて、創意工夫を凝らした具体的な計画を策定し、市民をあげての運動となるよう努めます。

◎ 交通安全教育

交通安全教育指針に基づき、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じて、交通社会の一員としての自覚を促すために交通安全意識の高揚を図るよう段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。実施にあたっては、各世代に対応した参加体験型の教育の実施等それらの内容の充実に努めます。

◎ 広報・啓発活動

交通事故の発生状況や時節に応じた具体的でわかりやすい広報啓発内容とし、各種広報媒体を活用することによって、あらゆる世代の市民に広く普及させることとします。

◎ 交通安全運動

交通安全運動の目的達成に向けて、関係機関・団体は、計画段階から相互に連携を強め、実情に応じた重点を設定し、一丸となった取組みを展開する。

1 年間を通じて行なう運動

(1) 運動名称

みんなですすめる交通安全市民運動

(2) スローガン：守ってね せいげん速度と大事な命

(3) 期間

令和3年4月1日（木）から翌年3月31日（木）までの1年間

(4) 基本運動（3 u p 運動：スリーアップ運動）

交通事故を無くすためには、市民一人ひとりが交通マナーを向上し、安全な行動を実践することが大切であり、運転者から歩行者まで全てに共通する基本運動として3 u p 運動を推進します。

- ◎ 重点
 - ・「マナーu p」：交通ルールをしっかりと守って相手を思いやる
 - ・「チェックu p」：車、自転車、人の動きをしっかりと確認
 - ・「ライトu p」：自らの存在をしっかりとアピール
- ◎ 重点月間 11月、3月
- ◎ 推進事項
 - ・早め合図や思いやり運転の実践
 - ・歩行者や自転車も交通ルールを遵守
 - ・運転への集中と安全確認の徹底
 - ・早めのライト点灯と上向きライトの活用
 - ・歩行者、自転車利用者の反射材の活用

(5) 推進項目

① 高齢歩行者の交通事故防止『たっしやけ 気つけられエ運動』

富山県スローガン：～いつまでも 手本をみせて 孫の声～

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能及び認知機能の変化の認識と、交通ルールの遵守など交通安全意識の向上を図ります。

社会全体に高齢者への配慮や思いやり意識を醸成することを加え、反射材の視認性や安全効果の理解促進と自発的な着用を促し、高齢者自身が命を守ることに ついての意識付けを行うことにより交通事故防止を図ります。

- ◎ 重点
 - ・高齢者自身の交通安全意識の向上に向けた活動の推進
 - ・高齢者に対する思いやり意識の醸成に向けた活動の推進
 - ・反射材の普及・着用の推進

◎ 重点月間 6月、10月

◎ 推進事項

- ・高齢者宅の訪問活動の強化と街頭啓発の推進
- ・自発式を含む反射材用品の自発的かつ継続的な着用の促進
- ・認知症高齢者に対する見守り活動の推進
- ・高齢者にやさしい思いやり運転の実践

② 高齢運転者対策の推進

高齢化社会が進展しており、高齢運転者に主たる原因がある交通事故が多いこと、運転への不安から運転免許を自主返納する高齢者が増加している現状にある。これらの現状に対応し、安全で安心な社会を築くために関係機関・団体が連携し、高齢運転者に係る各種対策の更なる推進を図ります。

- ◎ 重点
 - ・安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発推進
 - ・高齢者の特性を考慮した安全教育・安全対策の推進

◎ 実施期間 通年

◎ 推進事項

加齢に伴う運転技能の低下等を補うため、より安全性の高い方法（時間帯、走行経路、天候、車間距離、速度など）を選んで運転すること

- ・ 高齢運転者に対する補償運転の推奨と安全運転サポート車（サポカー）及び既販車への後付けの安全運転支援装置の普及啓発
- ・ 高齢運転者に対する事故分析に基づく効果的な交通安全教育の推進
- ・ 高齢運転者標識表示の促進と標識表示車への保護意識の醸成
- ・ 軌道内への誤進入や高速道路等での逆走など緊急時の対応や措置の周知と対策の推進

③ 横断歩道における交通安全対策の推進

横断歩道は、道路上で歩行者が最も保護されるべき場所です。しかしながら、横断歩道での死亡事故をはじめとする交通事故の発生が後を絶たない状況にあります。

これは、運転者の歩行者優先義務や歩行者の横断方法の周知・徹底が進んでいないことが主な原因であり、「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」においてもそれらが示されています。

死亡など重大な結果を招く横断歩道における交通事故を1件でも減らすために、運転者に交通法規を再認識させるとともに、横断歩道等における横断歩行者を優先・保護する意識を醸成し、歩行者においても横断方法など通行方法を再認識させ、自らの安全を守るための交通行動を促します。

◎重点 運転者・・・横断歩道における歩行者等の優先及び歩行者の保護の周知徹底

歩行者・・・横断の方法など通行方法の周知徹底

◎実施期間 通年

◎推進事項

- ・ 横断歩道手前の減速や一時停止など横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知・徹底
- ・ 横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
- ・ 右側通行、斜め横断禁止などの歩行者の通行方法の周知・徹底

④ 自転車安全利用の推進

自転車は、身近で環境に優しい交通手段であり、健康づくりや余暇での活用、運転免許自主返納後の「足」としての利用など、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用しています。

さらに本県では、総合的な自転車活用施策を推進するため、「富山県自転車活用

推進条例」や、条例に基づく「富山県自転車活用推進計画」が定められ、自転車利用人口の増加が予想されます。その一方、「ながらスマホ」や交通違反等により自転車が加害者となり、全国的には高額な賠償金の支払いを命じられる判決も見られることから、全ての自転車利用者に対し、自転車ルールの遵守とマナーアップを図り、自転車が安全で快適に通行できるよう努めます。

①車道が原則 ②左側通行 ③歩道は歩行者優先 ④安全ルールを守る ⑤子どもはヘルメット着用
--

- ◎ 重点 ・ 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの周知
・ 安全利用のための自転車及び道路環境の点検整備

- ◎ 重点月間 4月、5月

- ◎ 推進事項

- ・ 自転車ルール・マナー遵守と自転車運転者講習制度の周知
- ・ 体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚
- ・ サイクル安全リーダーの育成及び活動推進
- ・ 自転車損害賠償保険等の周知と加入の促進
- ・ 自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進

- ⑤ 全座席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進

富山県スローガン：～締めたよね 全席みんなの 合言葉～

シートベルトとチャイルドシートは、“命を守る”ために重要な役割をはたしていることを改めて認識した上で、後部座席を含めた同乗者のシートベルトの着用、チャイルドシートの正しい使用など車に乗る全ての人により一層浸透させ、非着用によって生じる死亡などの重要な結果の発生防止を目指します。

- ◎ 重点 ・ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と被害防止・軽減効果の周知と啓発の促進

- ・ 安全性能に関する情報提供の促進

- ◎ 重点月間 通年

- ◎ 推進事項

- ・ 全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の励行促進
- ・ 体験型などの各種交通安全教室
- ・ チャイルドシートの正しい取付け要領の普及支援
- ・ 家庭・職場及び交通街頭活動時等におけるひと声運動

- ⑥ 飲酒運転の根絶

県民をあげて交通事故のない社会の実現に向かって交通安全対策に取り組んでいる中で飲酒運転による交通事故が依然として発生しています。飲酒により認知、

判断、操作が低下した状態で車両を運転する行為は、重大な事故を引き起こし、さらには人の生命を奪うなど重大な結果に直結極めて悪質・危険な犯罪であることから、その反社会性、責任の重大性や悲惨な飲酒事故の実態等を強く訴えることで、飲酒運転をしない・させない社会を築きます。

- ◎ 重点
 - ・飲酒運転を許さない環境づくり
 - ・飲酒運転を助長する車両及び酒類の提供禁止、同乗禁止の周知徹底とハンドルキーパー運動の推進

自動車で飲食店等に行く場合、飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車を運転して仲間などを送り届けるという運動

- ◎ 重点月間 7月、12月

- ◎ 推進事項

- ・アルコールの影響、飲酒運転の悪質性・危険性、車両等・酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進
- ・家庭、地域、職場等における飲酒運転防止（二日酔い含む。）の声かけ・気運の醸成
- ・企業・事業所及び種類を提供する飲酒店等と協力・連携したハンドルキーパー運動の普及啓発の推進
- ・飲酒の機会における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進

⑦ 妨害運転など危険運転の防止

他の車両の通行を妨害するための急ブレーキや車間距離不保持等の行為は、重大な事故に直結する極めて悪質・危険な行為です。

また、スマートフォンなどを操作しながらの運転や脇見、考え事、会話などによる運転も同様に危険な行為であり、前方不注視や安全不確認の状態となり、重大な交通事故に直結します。

運転者は、一瞬の気の緩みや感情に左右されず、“運転”に集中するとともに、思いやり・ゆずりあいの気持ちを持って運転することに関する啓発活動等を推進します。

- ◎ 重点
 - ・妨害運転の危険性とトラブル時の回避措置の周知
 - ・携帯電話使用等“ながら”運転に関する危険性の周知と意識改革の徹底

- ◎ 重点月間 通年

- ◎ 推進事項

- ・妨害運転の危険性周知とSA等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発

- ・ドライブレコーダーの適切な活用の啓発
- ・車両運転中の携帯電話等使用時の危険性（安全不確認等）の周知
- ・運転に集中することの大切さに関する啓発の推進

2 期間を定めて行う運動

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 春の全国交通安全運動 | 4 / 6 (火) ~ 4 / 15 (木) |
| ② 夏の交通安全県民運動 (北陸三県統一) | 7 / 11 (日) ~ 7 / 20 (火) |
| ③ 秋の全国交通安全運動 | 9 / 21 (火) ~ 9 / 30 (木) |
| ④ 年末の交通安全県民運動 (北陸三県統一) | 12 / 11 (土) ~ 12 / 20 (月) |

3 日を定めて行う運動

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 交通安全県民の日 | 毎月 1 日・15 日 |
| ② 自転車の日 | 5 月 5 日 |
| ③ 高齢者交通安全の日 | 毎月 15 日 |
| ④ 横断歩道おもいやりの日 | 毎月 11 日・21 日 |

4 その他（交通死亡事故多発に伴う緊急対策等）

交通死亡事故が多発し、さらに続発するおそれがある場合等において、市民をあげて交通死亡事故抑止のための緊急対策等を実施します。

5 関係機関・団体の主な活動

別記 1 のとおり

6 推進上の留意事項

- (1) 関係機関・団体においては、それぞれの家庭、地域、職場、学校などの実情に応じた具体的な実施計画を策定し、積極的に諸対策を推進します。
- (2) 実施にあたっては、関係機関・団体が相互に緊密な連携を図り、広く市民の理解と協力が得られるよう努めます。

(別記1)

関係機関・団体の主な活動

小矢部市交通安全対策協議会 構成機関・団体の 共通推進事項	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全に関する意識啓発活動2 みんなですすめる交通安全県民運動及び各季運動等の推進3 各種広報媒体を活用した情報提供・広報の推進4 機関・団体構成員に対する交通安全教育の徹底5 交通安全行事への参加・協力6 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発促進7 横断歩道における交通安全対策の推進
市	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全教育の推進2 小矢部市交通安全対策協議会等の開催3 関係機関・団体と連携し、交通安全キャンペーン等の実施4 交通安全推進団体等に対する助成及び支援活動の推進5 交通遺児激励金の支給事務など被害者対策の推進6 交通安全施設、通学路等の点検整備7 交通安全啓発資料の作成・配布
警察署	<ol style="list-style-type: none">1 交通事故分析の高度化と各種情報発進2 「横断歩道おもいやり作戦2020」の継続推進3 高齢運転者、高齢歩行者を対象とした参加体験型交通安全教育の推進4 交通事故抑止に資する交通指導取締り5 幅広い年代に対する反射材の普及啓発と高齢者への直接配布6 やわやわ（補償）運転の実施7 高齢者運転免許証自主返納者への支援制度の拡充8 安全運転管理者講習等各種講習9 信号機の撤去移設等、老朽化した交通安全施設の更新10 ゾーン30の整備と可搬式オービスを活用した速度取締り11 高齢者講習と認知機能検査の活性化

<p>教育委員会 幼稚園・保育所（園）・小学校・ 中学校・高等学校・PTA</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底 2 登下校時における安全指導の充実 3 児童・生徒による交通安全活動の推進 4 自転車の正しい乗り方指導と整備・点検の実施 5 ヘルメットの着用の推進 6 高校生の運転免許取得に伴う安全指導の実施 7 通学路の安全点検の確保に向けた取組の推進 8 サイクル安全リーダー育成及び活動の推進
<p>交通安全協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全行事及び教室の開催及び支援 2 街頭指導活動の推進 3 高齢者交通事故防止活動の推進 4 二輪車、自転車安全教育の推進 5 横断歩行者の安全確保の推進 6 ハンドルキーパー運動の推進 7 優良運転者等の賞揚 8 各種交通安全大会等の開催等 9 交通安全啓発資料の作成・配布 10 自動車運転の研修・講習指導 11 交通公園を活用した交通安全知識・技能の習得の推進
<p>安全運転管理者協議会 道路使用適正化協会 建設業協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事業所での安全運転管理業務の支援 2 全座席シートベルト着用推進運動の促進 3 高齢者にやさしい思いやり運動の推進 4 ハンドルキーパー運動の推進 5 エコ安全ドライブ運動の推進 6 事業所に対する講習会、研修会等の開催の促進 7 若年ドライバーに対する運転教育の推進 8 運転記録証明書等（SDカード）を活用した交通安全対策の推進 9 安全運転中央研修所を活用しての高度な安全運転知識・技能の習得へのサポート

自動車教習所	<ol style="list-style-type: none"> 1 「地域の交通安全教育センター」としての活動の推進 2 優良初心運転者の育成 3 高齢者講習等各種法定講習や企業安全運転講習の充実 4 エコ安全ドライブ運転の普及・促進 5 高齢者の運転免許証自主返納に向けた支援の推進
自治会連合会 長寿会連合会 連合婦人会 女性ドライバー友の会 交通指導員協議会 交通安全アドバイザー 公民館連絡協議会 医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭指導活動の推進 2 高齢者世帯訪問活動の推進 3 各世代対象に応じた交通安全教室の開催 4 幼児及び高齢者交通安全指導者研修会の開催 5 自転車利用者に対する適正な通行方法の啓発活動 6 シートベルト・チャイルドシート着用呼びかけ 7 飲酒・暴走運転追放の呼びかけ 8 違法駐車追放の呼びかけ 9 反射材の普及と利用の促進
自転車軽自動車商業協同組合 サイクリング協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車、バイクの交通安全教室の開催 2 「T Sマーク」の普及啓発 3 自転車の正しい乗り方及び駐輪方法の指導啓発 4 街頭、学校等における自転車一斉点検の実施
商工会 青年会議所 ロータリークラブ 中ロータリークラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転防止の呼びかけ 2 看板、自販機等の路上はみ出し防止の指導 3 迷惑駐車防止対策の推進 4 自転車、自動車駐車場の確保と整備 5 交通安全諸行事への協力要請